記者発表(資料配布)					
月 日	担当課名	TEL	発表者名	その他の	
(曜日)	班 名		(担当名)	配布先	
8月21日	障害福祉課	078-362-9498	課長 石川 雅重	無	
(月曜日)	精神障害福祉班	(直通)	(班長 伊地智 三佐子)		

自殺予防週間(9月10日~16日)を踏まえた主な取組について

「自殺予防週間」は自殺対策の重要性に関する国民の理解と関心を深めるため、自 殺対策基本法第7条に位置づけられているものです。

兵庫県では、こころの健康づくり、うつ病等の精神疾患、早期の相談・受診の大切 さ等について、正しい理解を促し、様々な悩みや問題を抱える人のための相談窓口を 設置するなど、自殺対策に取り組んでいます。

9月10日から16日までの「自殺予防週間」を踏まえ、各種相談窓口の積極的な啓発を行うとともに、主に若年層・働き盛り層へ向けての取組を実施します。

1 自殺予防キャンペーンの展開

(1) 若年層・働き盛り層を主な対象とした啓発

ア SNS を活用した広告

○内容:LINE、Twitter等を活用した動画広告

イ ICTを活用した情報発信

- ○内容:
- ・兵庫エフエム放送の Web 版「Kiss PRESS」、ラジオ関西の Web トピックサイト「ラジトピ」への記事掲載
- ・LINE 公式アカウント「いのち支える兵庫県」での情報提供

ウ ラジオ放送による啓発

- ○内容:相談窓口啓発スポット CM の放送
- ○実施機関:兵庫エフエム放送、ラジオ関西

(2)「働く人のためのゲートキーパー講座」の開催(別紙①参照)

企業等において、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援に つなげるためのゲートキーパー研修を開催する。

- ○日時:9月8日(金) 13:30~16:30
- ○場所:神戸国際会館 大会場
- ○申込:ゲートキーパー支援センターの HP より開催3日前までに申込

http://monban.net/category112/

○その他:同内容で姫路会場でも開催予定(10月13日(金))

(3) ポスターの集中掲示

「自殺予防週間」の啓発ポスターを県内公共機関や駅等に掲示し、自殺予防を 啓発する。

○掲示場所:各県・市町及び学校、公共施設等約500ヶ所

(4) 街頭キャンペーンの実施

自殺予防の啓発と相談窓口を記載したカード等を県民に広く配布する。

- 〇日時: 9月13日(水) 12:00~14:00頃
- ○場所:三宮センター街(予定)

2 こころの電話相談等の実施

(1)「しごとと法律・こころの相談室」の増設(別紙②参照)

コロナ禍の長期化等により、特に県民への影響が懸念される経済生活・勤務問題等の悩みに対応するため、ハローワークを会場として実施する相談事業について、開設日を増やして実施する。

会場	通常月開設日時	9月の相談開設日 <u>※下線</u> を追加実施
ハローワークプラザ三宮	毎月第2月曜 13:00~16:00	9月11日(月)・ <u>25日(月)</u> 13:00~16:00
ハローワーク尼崎	毎月第4火曜 13:00~16:00	9月12日(火)・26日(火) 13:00~16:00
ハローワークステーショ ン姫路	毎月第4月曜 10:30~12:30	9月 <u>4日(月)</u> ・25日(月) 10:30~12:30

(2) その他の相談事業 (通年実施)

相談窓口	電話番号等	相談日時・間帯及び内容
兵庫県いのちと心の	078-382-3566 0570-064-556*	月〜金曜 18:00〜翌 8:30 土・日曜・祝日は 24 時間 対応:精神保健福祉士・臨床心理士等
サポートダイヤル 	LINE 電話相談	毎日 18:00~21:30 対応:精神保健福祉士・臨床心理士等
LINE 公式アカウント 「いのち支える兵庫県」	アカウント名: 「いのち支える兵庫県」	友だち追加すると、相談窓口の情報やいのちと心のサポートダイヤルの LINE 電話相談アカウントの案内が届く OQR コード
こころの健康電話相談	078-252-4987 0570-064-556*	火~土曜 9:30~11:30 13:00~15:30 対応:保健師、精神保健福祉士
夜間電話法律相談	078-341-9600	水・金・日曜 17:00~20:00 対応:弁護士、精神保健福祉士(日曜のみ)
ひょうご女性サポートホ ットライン~ここふれ~	0120-62-3588	火~土曜 9:00~12:00 13:00~16:00 対応:女性相談員

※ 0570-064-556は、こころの健康相談統一ダイヤルです。 県内から発信した場合に、上記相談窓口に繋がります。

《参考》

〇相談窓口啓発カード



自殺予防相談窓口の電話番号やQRコード等を記載したおまもり型のカードを県民等が持ち帰ることができるよう、公共機関等に配置する。